

厚生労働省
国土交通省 令第一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

国土交通大臣 太田 昭宏

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年^{厚生省建設省}令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号及び第二条第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。